

◎熊本県少年保護育成条例

改正

昭和四十六年六月八日 条例第三十号
昭和五十二年三月三十日 条例第十二号
昭和五十九年三月二十九日 条例第七号
昭和六十年三月二十二日 条例第十五号
平成四年三月二十二日 条例第十七号
平成七年十月二日 条例第六十二号
平成八年七月二日 条例第五十号
平成十一年十月八日 条例第五十三号
平成十三年十二月二十日 条例第五十八号
平成十五年三月十四日 条例第二十号
平成十七年三月二十四日 条例第二十三号
平成十九年三月十六日 条例第二十一号

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	優良興行等の推奨（第五条）
第三章	規制（第六条―第十九条）
第四章	少年保護育成審議会（第二十条―第二十三条）
第五章	罰則（第二十四条―第二十六条）
第六章	雑則（第二十七条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、もって少年を保護することを目的とする。

（県民の責務）

第二条 すべての県民は、少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から少年を守るとともに、常によい環境をつくることに努めなければならない。

（県の責務）

第二条の二 県は、市町村と協力して、少年の健全な育成を図るための施策を講じ、その推進に努めなければならない。

（昭五十二条例十二・追加）

（適用上の注意）

第三条 この条例の適用にあたっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、県民の権利を不当に侵害しないように注意しなければならない。

（定義）

第四条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （一）少年 小学校就学の始期から満十八歳に達するまでの者（婚姻した女性を除く。）をいう。
- （二）保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監、雇よう主その他の者で少年を現に監護する者をいう。
- （三）興行 映画、演劇、演芸、見せ物、紙芝居等を公衆に観覧させることをいう。
- （四）図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真、映画フィルム若しくはスライドフィルム又は録音盤、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体をいう。
- （五）がん具類等 がん具類、器具類及び刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類を除く。）をいう。
- （六）広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- （七）薬品類等 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるものをいう。
- （八）衛生用品 薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一に規定する衛生用品のうち規則で定めるものをいう。
- （九）テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- （十）利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に應ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。
- （十一）自動販売機 物品の販売に従事する者と購入客とが直接対面する方法によらずに当該販売をすることができる機器をいう。

（昭五十二条例十二・昭六十条例十五・平八条例五十・平十三条例五十八・平十五条例二十・一部改正）

第二章 優良興行等の推奨

（優良興行等の推奨）

第五条 知事は、次の各号に掲げるもので、少年を健全に育成

するうえに有益であると認められるものを推奨することができ。

- （一）興行で、その内容が特にすぐれているもの
- （二）図書等で、その内容が特にすぐれているもの
- 2 知事は、前項の規定により推奨したときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、関係者に周知するものとする。

（昭五十二条例十二・一部改正）

第三章 規制

（業者等の自主規制）

第六条 興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該興行場を営業者若しくは興行を主催する者（以下これを「興行者」という。）又は当該図書等の販売、頒布、交換、貸付けその他これらに準ずる行為（以下「販売等」という。）を業とする者は少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書等の販売等をしていないように努め、当該広告物の広告主又は管理者は当該広告物を掲出しないように努めなければならない。

（一）著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（二）著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（三）人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具類等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該がん具類等の販売等を業とする者は、少年に当該がん具類等の販売等をしないように努めなければならない。

- （一）人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- （二）著しく性的感情を刺激し、又は射幸心を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（昭五十二条例十一・全改、平八条例五十・一部改正）

（自動販売機による販売の自主規制）

第六条の二 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者は、図書等その内容が前条第一項各号のいずれかに該当すると認められるもの又はがん具類等その形状、構造若しくは機能が同条第二項各号のいずれかに該当すると認められるものを自動販売機により販売しないように努めなければならない。

2 衛生用品を自動販売機により販売する者は、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、自動販売機により衛生用品を販売しないように努めなければならない。
(昭五十二条例十一・追加)

(有害興行の観覧の禁止)

第七条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第六条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、当該興行者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた興行者は、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあった旨を、規則の定めるところにより、当該興行を行う期間掲示しなければならない。

4 第二項の通知を受けた興行者は、第一項の指定のあった興行の内容を少年に観覧させてはならない。
(昭五十二条例十二・一部改正)

(深夜興行等への立入禁止等)

第八条 次に掲げる者（以下「興行者等」という。）は、午後十一時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）において、興行又は営業の場所に少年を立ち入らせてはならない。

(一) 興行者
(二) 設備を設けて客に遊技又はスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者
(三) 個室又は他から容易に見通すことのできない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者

2 興行者等は、深夜に興行又は営業を営む場合は、当該興行又は営業の場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、規則の定めるところにより、深夜における少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

3 興行者等は、興行又は営業の場所への客の出入りを管理する者を当該興行又は営業の場所に置かなければならない。
(昭五十二条例十二・昭六十条例十五・平四条例十七・平八条例五十・平十九条例二十一・一部改正)

(有害図書等の販売等の禁止)

第九条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が第六条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書等は、少年に有害な図書等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。
(一) 書籍若しくは雑誌又はシー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体（以下この項において「シー・ディー・ロム等」という。）で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為（以下この項において「卑わいな姿勢等」という。）を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画で規則で定めるものを掲載する紙面が二十紙面以上若しくは総紙面の十分の一以上を占めるもの又は卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが二十場面以上若しくは総場面の十分の一以上を占めるもの

(二) ビデオテープ、ビデオディスク又はシー・ディー・ロム等で、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの又はビデオテープ、ビデオディスク若しくはシー・ディー・ロム等の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、少年の視聴を不適当としたもの
(三) 図書等でその表紙又は包装箱その他包装の用に供された物に卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真又は図画で規則で定めるものを掲載しているもの

4 図書等の販売等を業とする者は、少年に、第二項の規定による公示に係る図書等及び前項に規定する図書等（以下これらを「有害図書等」という。）の販売等をしてはならない。
(昭五十二条例十二・昭六十条例十五・平八条例五十・一部改正)

(有害図書等の陳列方法等)

第九条の二 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するとき、次に掲げる措置をとらなければならない。

(一) 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、かつ、有害図書等を少年の目に触れさせない措置
(二) 少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するために必要限度において、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、又は前項第二号の措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。
(昭六十条例十五・追加、平八条例五十・一部改正)

(有害がん具類等の販売等及び所持の禁止)

第十条 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第六条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類等を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、性的興味をそそることを目的として、性行為又は性器を題材として製作されたがん具類等で規則で定めるものは、少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。

4 がん具類等の販売等を業とする者は、少年に、第二項の規定による公示に係るがん具類等及び前項に規定するがん具類等（以下これらを「有害がん具類等」という。）の販売等をしてはならない。

5 保護者は、その監護にかかる少年に、有害がん具類等を所持させてはならない。
(昭五十二条例十二・昭六十条例十五・平八条例五十・一部改正)

(有害広告物の制限)

第十一条 知事は、広告物の内容が第六条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、当該広告物の広告主又は広告物の管理者に対して、その旨を通知するとともに、当該広告物の内容の変更その他必要な指示をすることができる。

3 知事は、前項の指示を受けた広告物の広告主又は広告物の管理者がその指示に従わないときは、当該広告物の内容の変更又は撤去その他必要な措置を命ずることができる。
(昭五十二条例十二・全改)

(有害薬品類等の制限)

第十二条 何人も、少年が薬品類等を不健全に使用することを、知って、少年にこれを譲渡し、若しくは所持させ、又は少年に薬品類等を不健全に使用させてはならない。

(自動販売機による図書等の販売の届出等)

第十二条の二 図書等を自動販売機により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。次項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、規則で定める事項に変更があったとき、又は規則で定める販売を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(昭六十条例十五・全改、平八条例五十・一部改正)

(自動販売機への収納禁止等)

- 第十二条の三 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者(以下この条において「販売業者」という。)は、当該自動販売機に有害図書等又は有害がん具類等を収納してはならない。ただし、法令の規定により、少年を立ち入らせることが禁止されている場所(以下「少年立入禁止場所」という。)に設置されている自動販売機については、この限りでない。

- 2 販売業者は、当該自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等が第九条第二項又は第十条第二項の規定により公示されたときは、直ちに、当該公示された図書等又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 3 知事は、販売業者が、前二項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機に収納しているときは、当該販売業者に対し、当該有害図書等又は当該有害がん具類等の撤去を命ずることができる。

- 4 前項の規定により有害図書等又は有害がん具類等の自動販売機からの撤去を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して六月以内に再び第一項又は第二項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該自動販売機による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 5 前項の規定により自動販売機による営業の停止を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して六月以内に再び第一項又は第二項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者が、更に反復して第一項又は第二項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該販売業者に対し、当該自動販売機の撤去を命ずることができる。

(昭六十条例十五・追加、平八条例五十・平十五条例二十・一部改正)

(衛生用品の自動販売機による販売の制限)

- 第十二条の四 知事は、自動販売機による衛生用品の販売が少年の健全な育成を著しく阻害する者認めるときは、当該衛生用品を自動販売機により販売する者に対して、当該衛生用品の撤去その他の必要な指示をすることができる。

- 2 知事は、前項の指示を受けた衛生用品を自動販売機により販売する者がその指示に従わないときは、当該衛生用品の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

(昭五十二条例十二・追加、昭六十条例十五・一部改正)

正

(自動販売機による利用カード販売の届出等)

- 第十二条の五 利用カードを自動販売機により販売しようとする者は、販売を開始する日の十日前までに、当該自動販売機ごとに、熊本市公安委員会規則(以下この条において「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、熊本市公安委員会(以下この条及び第十二条の十において「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。次項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

- 3 第一項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項に変更があったとき、又はその届出に係る販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平十三条例五十八・全改)

第十二条の六 削除

(平十三条例五十八)

(広告及び宣伝の禁止)

- 第十二条の七 何人も、少年の健全な育成に資する環境を保持するため、テレホンクラブ等営業に係る広告及び宣伝に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

- (一) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「法」という。)第三十一条の十三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の規定により広告又は宣伝が規制される区域及び地域(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、テレホンクラブ等営業に係る広告物(利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を表示するものを含む。)を掲出し、又は表示すること。ただし、法第三十一条の十二第一項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の外周及び内部において掲出し、又は表示する広告物については、この限りでない。

ない。

- (二) 広告制限区域等において、ビラ等(テレホンクラブ等営業及び利用カード販売に係るビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画のうち広告物を除いたものをいう。以下この条において同じ。)を頒布すること。ただし、法第三十一条の十二第一項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

- (三) 広告制限区域等以外の地域において、ビラ等を少年に頒布すること。

- (四) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、少年の手に渡らないことが明らかである場合を除き、ビラ等を直接人に交付する方法以外の方法で頒布すること。ただし、法第三十一条の十二第一項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

(平十三条例五十八・全改)

(少年に対する利用カードの販売等の禁止)

- 第十二条の八 何人も、少年に利用カードの販売等をしてはならない。

(平八条例五十・追加)

(自動販売機への利用カードの収納禁止)

- 第十二条の九 何人も、少年立入禁止場所を除き、販売を目的として自動販売機に利用カードを収納してはならない。

(平八条例五十・追加)

(違反広告物の除却命令等)

- 第十二条の十 公安委員会は、第十二条の七の規定に違反した広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者に対し、当該広告物又はビラ等の除却その他の必要な措置を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を警察官に行わせることができる。

- 3 公安委員会は、第十二条の七第一号の規定に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙を警察官に除却させることができる。

- 4 公安委員会は、第十二条の七第一号の規定に違反した広告物がはり紙又は立看板であるときは、その違反に係るはり紙又は立看板を警察官に除却させることができる。ただし、そのはり紙又は立看板が掲出され、又は表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかであると認められるときに限る。

5 公安委員会は、第十二条の七第二号又は第四号の規定に違反したビラ等が、不特定又は多数の者によつて自由に持ち帰られるような状態で配置されたものであるときは、当該違反に係るビラ等を警察官に除却させることができる。

6 警察官は、第十二条の七の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為をしている者に對し、当該行為を中止すること、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

7 第二項から前項までの規定により除却その他必要な措置及び中止命令を行う警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平八条例五十・追加、平十三条例五十八・一部改正)

(みだらな性行為及びわいせつ行為の禁止)

第十三条 何人も、少年に對し、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、少年に對し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第十四条 何人も、次の各号に掲げる行為が少年に對してなされ、又は少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所の提供又はその周旋をしてはならない。

(一) みだらな性行為又はわいせつ行為

(二) 飲酒又は喫煙

(三) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用

(四) 薬品類等の不健全な使用

(昭五十二条例十一・全改)

(旅館業者等の届出)

第十五条 旅館業法(昭和二十三年法律第一三八号)第二条第三項に規定する旅館業を営む者及びアパート若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、その管理する施設を使用する少年が暴行、いん行、わいせつ行為その他法令に違反する行為をし、若しくはその被害を受け、又は薬品類等の不健全な使用をしていると認めるときは、速やかに、保護者に通知し、又は警察官に届け出なければならない。

(平八条例五十・一部改正)

(質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限)

第十六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋は、正当な理由がある場合のほか、少年から同条第一項に規定する物品を質にとつてはならない。

2 古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商は、同条第一項に規定する古物を少年から買い受け、若しくは委託を受けて販売し、又は少年と交換してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(一) 保護者の同意を得、又は委託を受けた場合

(二) 少年が業として物品を売却する場合

(三) その他正当な理由があると認められる場合

3 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得たことが明らかな場合は、この限りでない。

(昭五十二条例十二・昭五十九条例七・平七条例六十二・平十七条例二十三・平十九条例二十一・一部改正)

(入れ墨の禁止)

第十七条 何人も、正当な理由がある場合のほか、少年に對し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(平八条例五十・一部改正)

(深夜外出の制限)

第十八条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜に少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の囑託を受け、又はその承諾を得ないで、深夜に少年を同行して外出してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(昭五十二条例十二・一部改正)

(少年のインターネット利用環境の整備)

第十八条の二 保護者及び少年の健全な保護育成に携わる者は、少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつてその内容が第六条第一項各号のいづれかに該当すると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

(少年のインターネット利用環境の整備)

第十八条の二 保護者及び少年の健全な保護育成に携わる者は、少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつてその内容が第六条第一項各号のいづれかに該当すると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を少

年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報の提供に努めなければならない。

(平十九条例二十一・追加)

(立入調査)

第十九条 知事の指定する職員又は警察官は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、営業時間内に興行場その他の営業所内に立入調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要最少限度に行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第一項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(昭五十二条例十二・平八条例五十・一部改正)

第四章 少年保護育成審議会

(審議会の設置)

第二十条 知事の諮問に依つて第二十三条に規定する事項を調査審議するため、熊本県少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二十一条 審議会は、委員十七人以上をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(一) 学識経験を有する者

(二) 少年の保護者

(三) 関係業界の代表者

(四) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会の運営に必要事項は、規則で定める。

(映画委員)

第二十二条 審議会に、映画についての審査をさせるため、映画委員十三人以上を置く。

2 映画委員は、前条第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(審議会への諮問)

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聞かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(一) 第五条の規定による推奨をしようとするとき。

(二) 第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、同項各号に規定する推奨又は指定をしたときは、すみやかに、その旨を審議会に報告しなければならない。
(平八条例五十・一部改正)

第五章 罰則

(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- (一) 第十三条第一項の規定に違反した者
 - (二) 第十四条の規定に違反した者
 - (三) 第十七条の規定に違反した者
- 2 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- (一) 第十二条の三第四項又は第五項の規定による命令に違反した者

(二) 第十三条第二項の規定に違反した者

3 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

- (一) 第七条第四項の規定に違反した者
- (二) 第八条第一項の規定に違反した者
- (三) 第八条第三項の規定に違反した者
- (四) 第九条第四項の規定に違反した者
- (五) 第十条第四項の規定に違反した者
- (六) 第十一条第三項の規定による命令に違反した者
- (七) 第十二条の規定に違反した者
- (八) 第十二条の二第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (九) 第十二条の三第一項又は第二項の規定に違反した者
- (十) 第十二条の三第三項の規定による命令に違反した者
- (十一) 第十二条の四第二項の規定による命令に違反した者
- (十二) 第十二条の五第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (十三) 第十二条の八の規定に違反した者
- (十四) 第十二条の九の規定に違反した者
- (十五) 第十二条の十第一項の規定による命令に違反した者
- (十六) 第十八条第二項の規定に違反した者

4 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- (一) 第七条第三項の規定に違反した者
- (二) 第八条第二項の規定に違反した者
- (三) 第十二条の二第二項の規定に違反した者
- (四) 第十二条の五第二項の規定に違反した者
- (五) 第十二条の十第六項の規定による命令に違反した者

(六) 第十六条の規定に違反した者

(七) 第十九条第一項の規定による立入調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

5 第十三条、第十四条又は第十七条の規定に違反した者は、少年の年齢を知らないことを理由として第一項又は第二項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。
(昭五十二条例一・昭六十条例十五・平四条例十七・平八条例五十・平十三条例五十八・平十五条例二十・一部改正)

(両罰規定)
第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。
(平十九条例二十一・一部改正)

(免責)
第二十六条 この条例に違反した者が少年であるときは、この条例の罰則は、少年に対しては適用しない。

第六章 雑則

(雑則)
第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和四十六年八月一日から施行する。
附則(昭和五十二年三月三十日条例第十二号)

1 この条例は、昭和五十二年五月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十九年三月二十九日条例第七号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本市少年保護育成条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第十六条第三項の規定の適用については、貸金業の規制等に関する法律附則第三条第一項の規定に基づき、同法第二条第一項に規定する貸金業を営む者は、改正後の条例第十六条第三項の貸金業者とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和六十年三月二十二日条例第十五号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機により図書等を販売している者については、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から一月を経過する日(その日以前に改正後の熊本市少年保護育成条例(次項において「改正後の条例」という。)第十二条の二第一項の規定による届出をした場合にあつては、その届出をした日)までの間は、同項の規定は適用しない。

3 この条例施行の際現に有害図書等又は有害がん具類等であるもの及び改正後の条例第九条第三項の規定により新たに有害図書等となる図書等を自動販売機に収納している者は、施行日から一週間を経過する日までに、これらの有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成四年三月二十二日条例第十七号)

1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成七年十月二日条例第六十二号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附則(平成八年七月二日条例第五十号)

(施行期日)

1 この条例は、平成八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の第九条第三項に規定する図書等又は改正後の第十条第三項に規定するがん具類等を自動販売機に収納している者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成八年十月二十日までの間は、改正後の第十二条の三の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業(改正後の第四条第九号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。)を営んでいる者については、改正後の第十二条の五第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の三十日前」とあるのは、「平成八年十月三十一日」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用される改正後の第十二条の五第一項の規定による届出は、改正後の第十二条の六第二項に規定する届出とみなして、同項の規定を適用する。

5 この条例の施行の際現に利用カード（改正後の第四条第十号に規定する利用カードをいう。以下同じ。）を自動販売機により販売している者については、改正後の第十二条の五第二項に規定する利用カードを自動販売機により販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十五日前」とあるのは、「平成八年十月三十一日」とする。

6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の第十二条の五第二項の規定による届出をした者については、施行日から平成八年十二月三十一日までの間は、改正後の第十二条の九の規定は適用しない。

附 則（平成十一年十月八日条例第五十三号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十日条例第五十八号）

（施行期日）

1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）附則第一条第一項本文の政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十四年四月一日

（自動販売機による利用カード販売の経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第十二条の五第二項の規定により知事に対してされている届出は、改正後の条例第十二条の五第一項の規定により、公安委員会に対してされた届出とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月十四日条例第二十号）

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月二十四日条例第二十三号）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月十六日条例第二十一号）

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第十六条第三項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一一五号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成十九年十二月十九日